

# 瀬田学舎では、自転車・バイクの 駐輪登録が必要です!

瀬田学舎では、自転車・バイク通学をされる皆さんが、安全運転意識の向上、事故防止、盗難防止、放置車両減少など、通学中に起こる様々なトラブルを回避する観点から、自転車・バイク学内登録制度を実施しています。  
瀬田学舎に自転車・バイクで通学される場合は必ず学内登録を行ってください。

## 制度の概要

- 1 学内に駐輪する自転車・バイクは必ず登録申請し、交付を受けて、所定の登録シールを利用車両に貼付する必要があります。  
※登録シールのない車両には「告知書」の貼付や撤去を行う場合があります。
- 2 登録は無料。  
一度登録すれば卒業・修了まで有効です。
- 3 登録受付は生協ショップSMYLEサービスカウンター(智光館1F)で随時行っています。

## 登録に必要な条件

- 1 自転車・バイク防犯登録への加入
- 2 前照灯の設置
- 3 防犯対策(鍵)がなされていること
- 4 (自転車・バイク)保険への加入



## 登録の方法について

### 1 申請書を龍谷大学生協ショップに提出し、登録シールを受け取ってください。

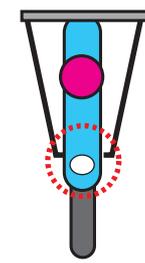
登録・受付:生協ショップSMYLEサービスカウンター  
(智光館1F)  
営業時間:平日 10:00~17:30



生協にて申請書を受け取り記入してください。  
※申請書は大学HP・ポータルからでもダウンロードできます。  
申請書記入後、申請書を生協ショップに提出し、登録シールを受け取ってください。  
※申請の際には、学生証をご持参ください。

※4月・9月に限り、申請書の受け取り・作成・提出を学内ポータルサイトからWEBで申請することもできます。  
詳細は、ポータルサイト「お知らせ」にて **自転車・バイク** で検索してください。

### 2 登録シールを自転車・バイクに貼る



自転車・バイクの見やすいところに登録シールを貼ってください。



### <盗難防止について>

駐輪にあたっては、必ず施錠を行ってください。2つ以上の鍵を用いることにより効果が向上します。また、駐輪場に3日以上放置している場合の盗難も数多く見受けられますので注意してください。被害にあった場合や、不審者を見かけた場合は学生部に連絡を!

# 自転車・バイクは車の仲間

思いやりとルール遵守が事故を防ぎます



**RYUKOKU UNIVERSITY**

学生部(瀬田)

自転車・バイク運転にあたって、ルールが守れない場合は罰則の対象となります

## ■ 飲酒運転厳禁



遵守  
しないと

5年以下の懲役又は  
100万円以下の罰金

## ■ 二人乗り禁止



遵守  
しないと

2万円以下の罰金又は  
料

## ■ 並走禁止



遵守  
しないと

2万円以下の罰金又は  
料

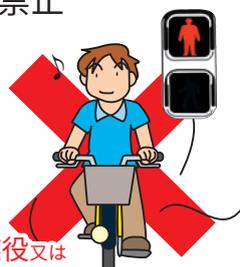
## ■ 夜の無灯火禁止



遵守  
しないと

5万円以下の罰金

## ■ 信号無視禁止



遵守  
しないと

3か月以上の懲役又は  
5万円以下の罰金

## ■ ながら運転禁止



遵守  
しないと

5万円以下の罰金

## 通学エリアで特に注意が必要なスポット



## 滋賀県の条例で自転車保険加入が義務化されています

自転車に乗る人は、事故の高額賠償に備え、自転車保険に必ず加入してください。

事例:坂道を自転車で行ってきた男子学生が、歩行中の女性と正面衝突。被害者は意識不明。(賠償額約9500万円)

■ 龍谷メルシー株式会社「ネット de 保険@さいくる」

TEL075-644-7003

<http://www.r-merci.jp/>



■ 龍谷大学生生活協同組合「学生総合共済」「学生賠償責任保険」

TEL077-544-4159

<https://www.ryukoku-coop.com/>



※2023年4月からは全ての自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されています